

狭戸尾委員（自民議連）

平成 31 年 2 月 26 日
教育長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）

（問）児童虐待が疑われる場合の対応マニュアル等について

先月、千葉県野田市で小学 4 年生の女兒が、両親の虐待によって亡くなるという非常に痛ましい事件が発生した。この度の事件で腑に落ちないのは、学校や教育委員会の対応である。子供の生命に関わるような場合には、たとえ保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想されたとしても、学校や教育委員会は、決して情報提供すべきではなく、速やかに、こども家庭センターや警察と連携すべきだと考える。

そこで、現在、本県には、虐待が疑われる場合や長期の欠席が続き、安否確認ができない場合等の対応マニュアルや情報提供に関する明確な基準はあるのか、教育長に伺う。

（答）

教育委員会で作成しております生徒指導のてびきにおいて、児童虐待に関する基本的な考え方や留意点などを示しております。

各学校においては、本資料を踏まえ、児童生徒が連続して欠席し、家庭訪問を行っても安否が確認できない場合には、児童虐待の確証がなくても、速やかに市町の児童福祉部局、こども家庭センター又は福祉事務所へ通告するなど、適切に対応しているところでございます。